

ウィズ・コロナ, ポスト・コロナにおける法教育 高校における法教育の実践例の紹介を中心に



名古屋大学・明治学院大学名誉教授
吉備国際大学大学院(通信制)
知的財産研究科教授
加賀山 茂

Google Mapに学ぶ

「部分⇔全体」間のシームレスな移動

- 部分は、全体との関係においてのみ、意味を持つ。
- 全体は、部分の積み上げによってしか理解されない。
- 部分と全体とを常に行き来できる道具こそが、知識の修得に不可欠である。

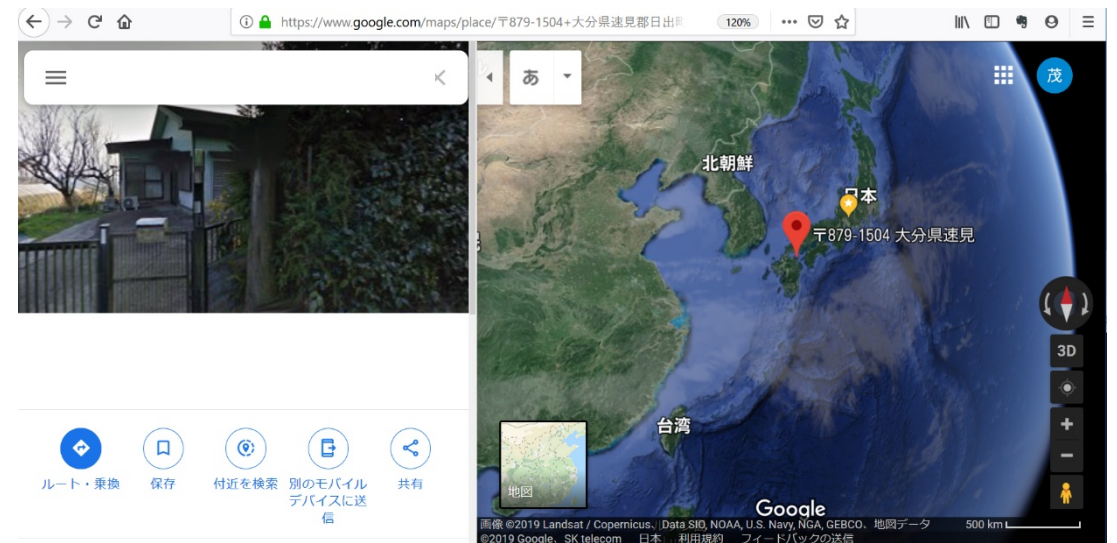


法に特有の体系的思考とは何か？ 全体と部分のシームレスな連続 法のGoogle Mapを作る

■住宅地図



■世界地図



加賀山茂『XMLによる 民法法体系の階層表現』

- 以下の情報をXMLによって構造化
 - 現行民法の全条文, 旧条文
 - 条文の解釈学説
 - 重要判例



民法の体系をXMLで表現する(1/3)

```
<?xml version="1.0"?>  
+ <CivilCodeOfJapan>
```

```
<?xml version="1.0"?>  
- <CivilCodeOfJapan>  
  + <book1 title="総則">  
  + <book2 title="物権">  
  + <book3 title="債権">  
  + <book4 title="親族">  
  + <book5 title="相続">  
</CivilCodeOfJapan>
```

```
<?xml version="1.0"?>  
- <CivilCodeOfJapan>  
  - <book1 title="総則">  
    + <chapter1 title="通則" mytitle="[民法通則]">  
    + <mychapter2 mytitle="[私権の主体]">  
    + <mychapter3 mytitle="[私権の客体]">  
    + <mychapter4 mytitle="[私権の変動]">  
  </book1>  
  + <book2 title="物権">  
  + <book3 title="債権">  
  + <book4 title="親族">  
  + <book5 title="相続">  
</CivilCodeOfJapan>
```

展開



民法の体系をXMLで表現する(2/3)

```
<?xml version="1.0"?>
- <CivilCodeOfJapan>
  - <book1 title="総則">
    - <chapter1 title="通則" mytitle="[民法通則]">
      - <article1 mycaption="[私権の制限]" caption="基本原則">
        - <paragraph1 myname="[公共の福祉適合性]">
          <text>①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。</text>
        </paragraph1>
        - <paragraph2 myname="[信義則の遵守]">
          <text>②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。</text>
        </paragraph2>
        - <paragraph3 myname="[権利濫用の禁止]">
          <text>③権利の濫用は、これを許さない。</text>
        </paragraph3>
      </article1>
      - <article2 mycaption="[私権の目的]" caption="解釈の基準">
        <text>この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。</text>
      </article2>
    </chapter1>
    + <mychapter2 mytitle="[私権の主体]">
    + <mychapter3 mytitle="[私権の客体]">
    + <mychapter4 mytitle="[私権の変動]">
  </book1>
+ <book2 title="物権">
+ <book3 title="債権">
+ <book4 title="親族">
+ <book5 title="相続">
</CivilCodeOfJapan>
```

用が済めば折り畳める

```
<?xml version="1.0"?>
- <CivilCodeOfJapan>
  - <book1 title="総則">
    + <chapter1 title="通則" mytitle="[民法通則]">
    - <mychapter2 mytitle="[私権の主体]">
      + <chapter2 title="人" mytitle="[自然人]">
      + <chapter3 title="法人">
    </mychapter2>
    - <mychapter3 mytitle="[私権の客体]">
      + <chapter4 title="物">
    </mychapter3>
    - <mychapter4 mytitle="[私権の変動]">
      - <mysection1 mytitle="[意思表示による私権の変動]">
        + <chapter5 title="法律行為">
      </mysection1>
      - <mysection2 mytitle="[時間経過による私権の変動]">
        + <chapter6 title="期間の計算">
        + <chapter7 title="時効">
      </mysection2>
    </mychapter4>
  </book1>
  + <book2 title="物権">
  + <book3 title="債権">
  + <book4 title="親族">
  + <book5 title="相続">
</CivilCodeOfJapan>
```

必要に応じて展開できる。



民法の体系をXMLで表現する(3/3)

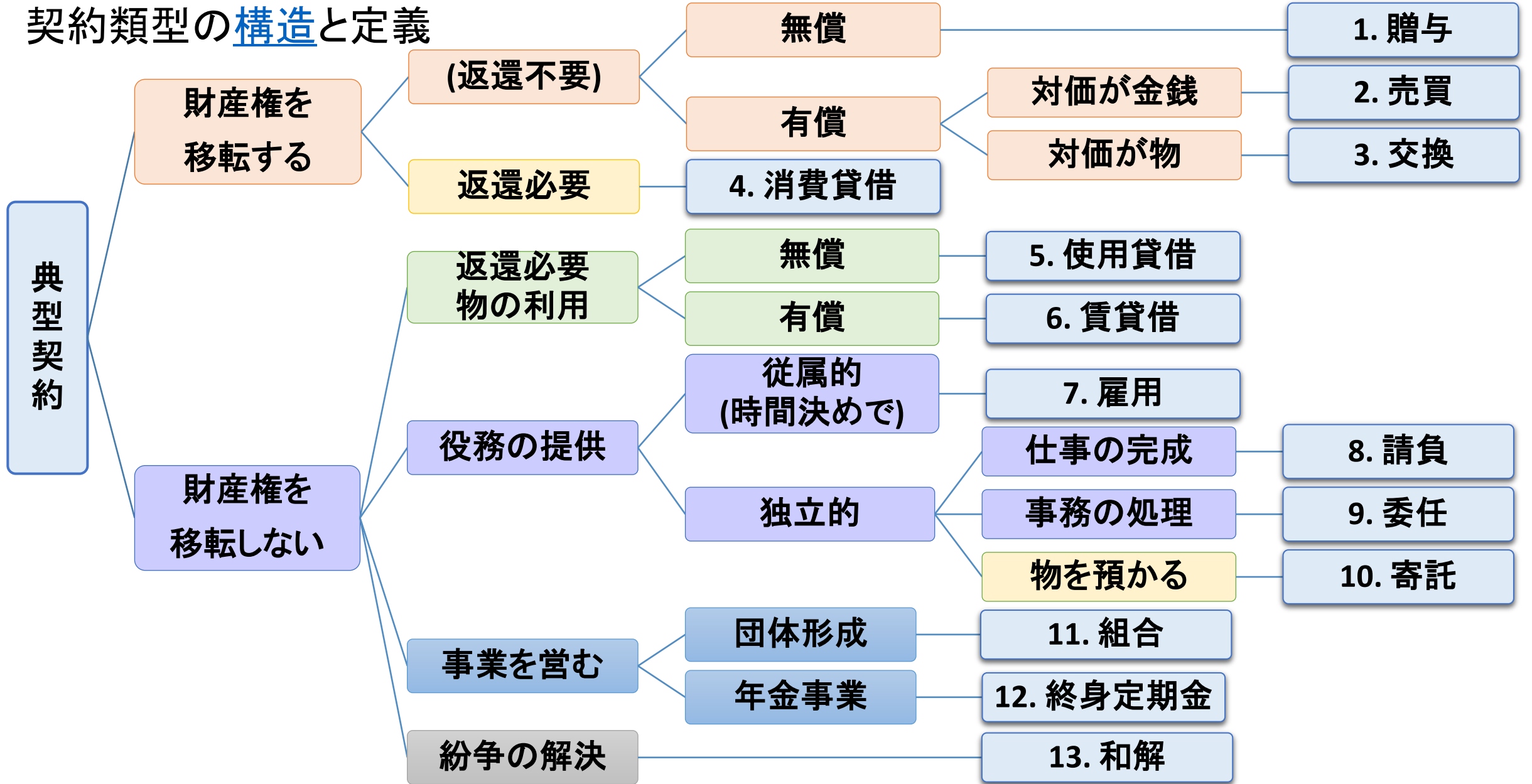
```
<?xml version="1.0"?>
- <CivilCodeOfJapan>
  - <book1 title="総則">
    + <chapter1 title="通則" mytitle="[民法通則]">
    - <mychapter2 mytitle="[私権の主体]">
      + <chapter2 title="人" mytitle="[自然人]">
      + <chapter3 title="法人">
      </mychapter2>
    - <mychapter3 mytitle="[私権の客体]">
      + <chapter4 title="物">
      </mychapter3>
    - <mychapter4 mytitle="[私権の変動]">
      - <mysection1 mytitle="[意思表示による私権の変動]">
        + <chapter5 title="法律行為">
        </mysection1>
      - <mysection2 mytitle="[時間経過による私権の変動]">
        + <chapter6 title="期間の計算">
        + <chapter7 title="時効">
        </mysection2>
      </mychapter4>
    </book1>
    + <book2 title="物権">
    + <book3 title="債権">
    + <book4 title="親族">
    + <book5 title="相続">
  </CivilCodeOfJapan>

+ <mychapter3 mytitle="[私権の客体]">
- <mychapter4 mytitle="[私権の変動]">
  - <mysection1 mytitle="[意思表示による私権の変動]">
  - <chapter5 title="法律行為">
    - <section1 title="総則">
      + <article90 caption="(公序良俗)">
      - <article91 caption="(任意規定と異なる意思表示)">
        <text>法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。</text>
      - <mycomment1 heading="[意義]">
        <mynote>この規定は、債権法改正によって従来の民法521条(承諾の期間の定めのある申込み)が、新民法521条(契約の締結及び内容の自由)として登場するまでは、実質的な「契約自由」の規定として重要な意味を有していた。現在でも、私的自治を認める規定として依然として重要な意義を有している。</mynote>
      </mycomment1>
      - <mycomment2 heading="[歴史・契約自由による私的自治の源泉]">
        <mynote>この条文の起源は、旧民法財産編第327条第1項(適法に為したる合意は当事者の間に於て法律に同じき効力を有す)を通じて、フランス民法典1103条(改正前1134条1項)の「適法に成立した契約は、その契約を成立させた当事者間で法律に代わる(Les contrats légalement formés tiennent de la loi à ceux qui les ont faits.)」に遡る。</mynote>
      </mycomment2>
      - <mycomment3 heading="[濫用による弊害とその対策]">
        <mynote>もともと、この条文(民法91条(任意規定と異なる意思表示))は、経済的な強者によって悪用される危険性をはらんでいる。その典型例が、不当契約条項(事業者には有利な約款)の濫用によって、民法の合理的な任意規定を機能不全に陥らせ、消費者全体に莫大な損害を生じさせるというものであった。このような弊害を改めるために生まれたのが、2000年に成立した消費者契約法第10条(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)であり、2017年の債権法改正によって規定された民法548条の2第2項(相手方の利益を一方的に害する定型約款の無効)もその流れの中にあるといえよう。</mynote>
      </mycomment3>
    </section1>
  </chapter5>
  </mysection1>
  </mysection2>
  </mychapter4>
</article91>
```

学説による
解説を書き
込むことも
できる。



契約類型の構造と定義



世界教育における リーガルコードの位置づけ (道徳, 宗教, 法, それぞれの相互関係)

- 道徳・倫理は, 法の背景・目的を補う。
- 法は, 道徳・倫理では不明確である, 結果, 制裁を補う。
- 法は, 多様で個別的な道徳・倫理の共通部分を表現できる。



道徳と法との関係

■ 共通点と相互補完の関係

■ 人を殺してはいけない。

■ 道徳: 結果は不明→道徳は, 結果・効果・制裁については不明なことが多い。

■ 法: 結果だけが明らか→法目的, 理由を道徳が補完する。

■ 人を殺した者は, 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」(刑法199条)

■ 相違点(道徳は必要だが, 法律はなくてもよいと思っている人が多い)

■ 個々人の思想・信条(道徳)の自由

■ ディック: まず第1に, 法律家連中を皆殺しにしてえな。

■ ケード: ああ, おれもそう思っとった。

■ (シェークスピア(『ヘンリー六世・第2部』, 第4幕 第2場, 71-78)

■ しかし, 現実には, 法の不知を理由にすることができない。

■ 法は, 権力者には煙たがられる。最高権力者も法には従わざるを得ないから。

■ 法は, 弱者には, 身を守る武器となる。



法と道德の融合 (1/5) → 事務管理

2018年4月4日 大相撲舞鶴(巡業)場所
舞鶴市長がくも膜下出血で倒れる
中央二人の女性が救命措置を開始



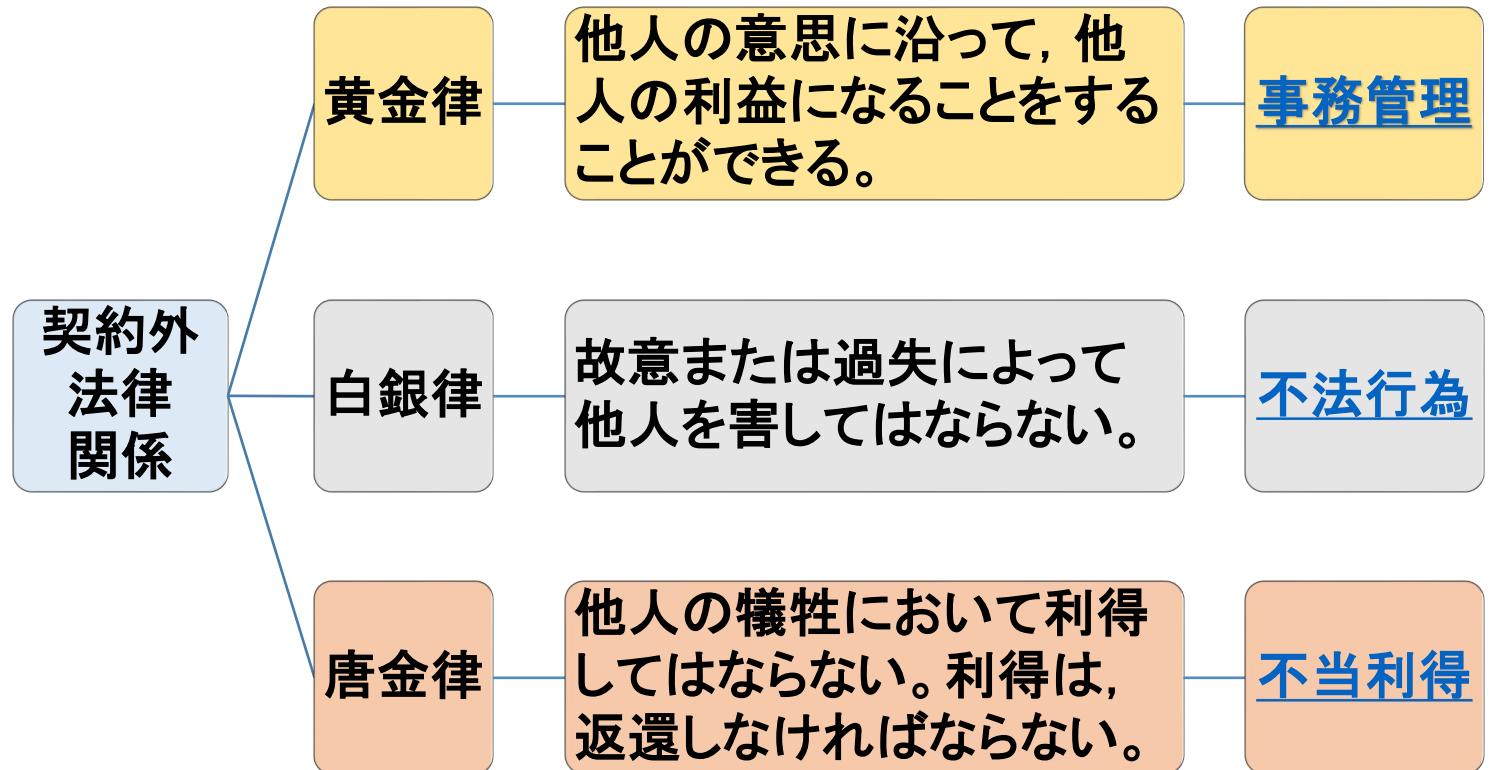
「**女性は土俵から降りてください**」
という行司による館内放送によって動揺し
土俵から降りる右二人の女性



加賀山茂『求められる法教育とは何か—他者への貢献“Do for others”の視点
から事務管理・不当利得・不法行為を考える—』信山社(2018/8/30)

法と道徳の融合 (2/5)

- 汝の欲することを人に施しなさい(聖書)
- 己の欲せざることを人に施すことなかれ(論語)
- 他人の犠牲において利得することなかれ(ローマ格言)



法と道徳の融合 (3/5)

事務管理

管理人の義務

主たる義務
(本人の意思・利益の尊重)

本人の意思の尊重
民法697条2項

通知義務
民法699条

本人の利益の尊重
(適合性原則)
民法697条1項, 698条

管理継続義務
民法700条

取得利益の移転義務
民法701条→646条1項

取得権利の移付義務
民法701条→646条2項
(→本人の第三者に対する直接訴権)

付随義務
(委任の規定の準用)

報告義務
民法701条→645条

利益相反行為の禁止
民法701条→647条

損害賠償責任
民法701条→647条

本人の義務

費用償還義務
民法702条1項, 3項

管理者免責義務
民法702条2項→650条2項

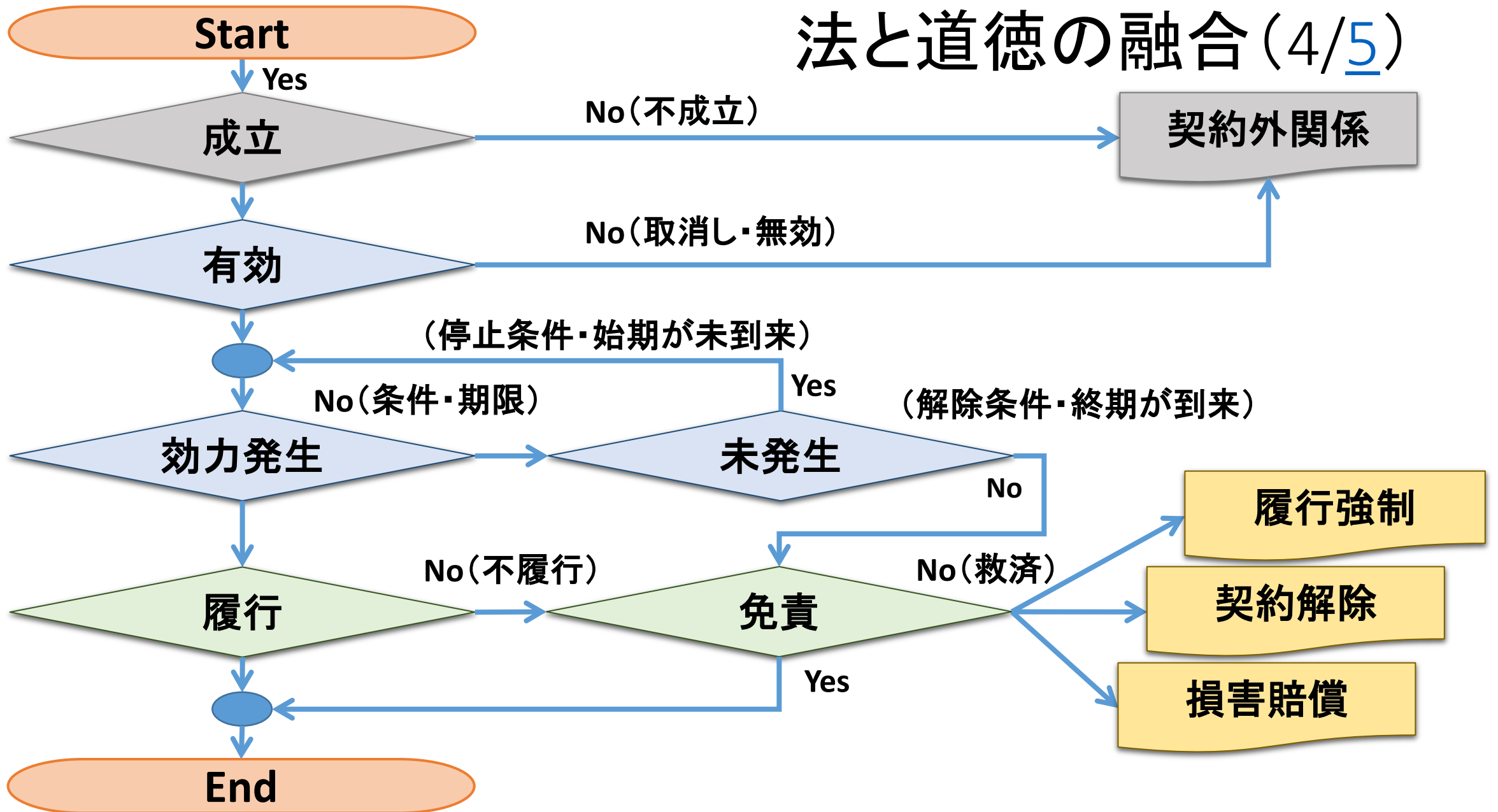
黄金ルール

白銀ルール

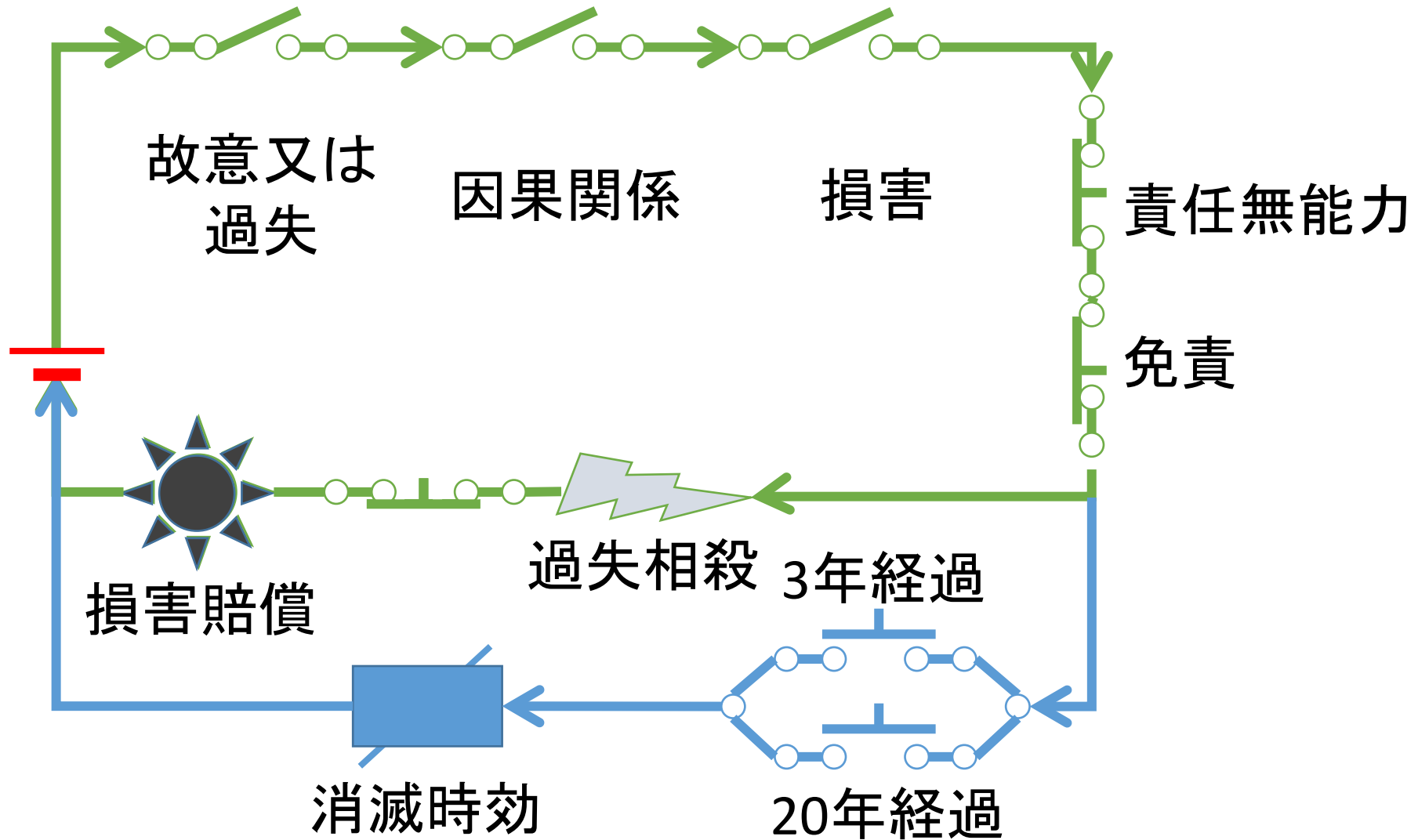
唐金ルール



法と道徳の融合 (4/5)



法と道徳の融合 (5/5)



多様性と共通性の融合

—法はすべてを飲み込む—

■ 法による、個々の信条の制度化

■ 憲法20条

- ①信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。...

■ 法による、個々の約束・契約の法律化

■ 民法91条

- 法律行為〔典型例は契約〕の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定〔任意規定〕と異なる意思を表示したときは、その意思に従う

■ フランス民法典

■ フランス民法典第1103条（改正前は、第1134条）

- 「適法に締結された契約は、これを締結した当事者間では、法律に代わる効力を有する」
- (Les contrats légalement formés tiennent lieu de loi à ceux qui les ont faits)



学校教育における 法教育の実践例

- 法教育は、小学校・中学校・高等学校でも可能である。
 - 『ポストコロナショックの学校で教師が考えておきたいこと』東洋館出版(2020)
 - 神奈川県立瀬谷西高等学校・黒崎洋介教諭の実践例
- 法を教えるのではなく、ルール・法律を作る作業を通じて、法の意味を理解させる。
- その作業を通じて、子どもたちは、法の意味・機能・効用を理解できるようになる。



黒崎洋介「ポスト・コロナショックにおける授業づくりの 具体（高等学校）」東洋館出版社（2020/6/10）（1/5）

■ 「公共」を見据えて実践した授業

- 法について学ぶ単元「法や規範の意義及び役割」において、近年社会問題となっているコンサートチケット高額転売を題材として、生徒が**チケット不正転売禁止法**を制定する「**ルールづくり**」の授業を行った。
- チケット不正転売禁止法は、議員立法により制定され、2019年より施行されている実際に存在する法律〔特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律〕であり、これを生徒が新たにつくってみる。
- コロナショックで**マスクの転売が問題**となったように、コンサートなどのチケットを、業者や個人が買い占め、チケット転売サイトなどで定価を大幅に上回る価格で販売する**チケット高額転売問題**は、生徒にも馴染みがある。
 - 「好きなアイドルのライブのチケットが、定価1万円なのに18万円で転売されていたよ！」
- ここから生徒はグループに分かれ、利害関係者である消費者、アーティスト、転売屋の意見を考察していく。



黒崎洋介「ポスト・コロナショックにおける授業づくりの 具体(高等学校)」東洋館出版(2020/6/10)(2/5)

■ 全3条の法律を作成

- 自己の幸福の追求は、ときとして他者や社会全体の幸福と対立や衝突する。そこで、このような対立や衝突を調整し、いかによりよい社会を形成すべきかについて公正に配慮しながら考察することが必要である。
 - こうした見方・考え方をふまえて、高額転売問題の解決を目指して、生徒はチケット不正転売禁止法を制定していく。
- 法律は、全3条で構成し、**第1条**では法律の「目的」を、**第2条**では不正転売という「要件」を満たした場合の「効果」を、**第3条**では不正転売の「定義」をそれぞれ考察・構想する。
- あるグループは法律の目的を「消費者とアーティストの被害を減らし、高額転売をなくすこと」とした上で、チケット不正転売という要件を満たした場合、「**罰金50～100万円又は懲役2～3年とする**」と効果を定めた。そして、**不正転売の定義**を、「業者や個人が買い占め、定価を大幅に上回る価格で販売すること」と定めた。



黒崎洋介「ポスト・コロナショックにおける授業づくりの 具体（高等学校）」東洋館出版（2020/6/10）（3/5）

■ 出来た法律を事例で検証する

- 制定した法律を，実際によく起こりうる複数の事例に適用させて，効果が生じるか否か，その妥当性などについて考察を行う。
- 例えば，「ある人は，子どもにプレゼントするために，定価9,000円のチケットを複数の名義で申し込んだところ複数枚当選したため，余った分を1万円で転売した。転売は今回だけであり，過去に同様の行為をしていない」という事例について，先ほどのグループは，次のように考えた。
 - 「これは，定価を超えているから，不正転売でしょ！」
 - 「でも，たった1,000円超えているだけだよ？ それにこの人，悪意はないんだよなあ」
 - 「大幅に上回るって定義したのが曖昧だったね」
- 法律に事実を当てはめた結果に妥当性がないと考えた場合は，定義を再度修正することも可能であるとした。そこで，このグループは，不正転売を「悪意をもって，定価の2倍以上で販売すること」と再定義し，この事例は不正転売に当てはまらなると結論付けた。



黒崎洋介「ポスト・コロナショックにおける授業づくりの 具体（高等学校）」東洋館出版（2020/6/10）（4/5）

■ 学びの振り返り

- 実は、法律を制定し適用する段階で、生徒は、法律が「目的・手段」や「要件・効果」という構造をとっていることや、「法の明確性」という概念、「法的三段論法」という法的思考など、重要な法的な見方・考え方を自然と学んでいる。
- 最後に、学習の過程で考察したことを議論することで、「法や規範の意義及び役割」について、法は刑罰などによって国民の行為を規制し社会の秩序を維持するだけでなく、国民の活動を積極的に促進し、紛争を解決するなど、日常生活に密接に関連していることも学ぶ。
- こうした生徒の学びを、法を学ぶ別の単元でもくり返し明示的に指導することで、学びは生きて働くものへと洗練されていく。



黒崎洋介「ポスト・コロナショックにおける授業づくりの 具体（高等学校）」東洋館出版（2020/6/10）（5/5）

■ 学校におけるリーガル・コード教育の可能性

- もしも仮に、教師が「法や規範の意義及び役割」について系統立てて教えた場合、果たして生徒は「学びの意味」を実感するだろうか。そこでの学びは、定期試験のためにだけ蓄積され、終わった後には忘れ去られてしまうだろう。
- 学びは、ある状況や文脈から独立して存在するわけではない。具体的な状況や文脈の中に学びが存在しているのである。
- 「ルール作り」を通して「法や規範の意義及び役割」について学ぶからこそ、学びの成果は未来において生きて働くものとして修得され、生徒は学校での「学びの意味」を実感することができるのである。



世界共通教育における リーガルコードの位置づけ

- 世界のリーダーには、法的思考を身につけた人が大半である。
- 法とは何か ← 法の女神の像を見ればわかる
- 法の機能 ← 条文の構造を知れば、よくわかる
- 法的思考とは何か ← アイラック(IRAC), トゥールミンの議論の図式。



世界のリーダーは、法学部卒が多い

- アメリカの歴代大統領は、44人中27人(61.3%)が弁護士出身
 - ドナルド・トランプ ←ペンシルベニア・ビジネススクール
 - バラク・オバマ ←ハーバード・ロースクール
- 習近平(Xìjìnpíng) ←清華大学人文社会科学学院大学院(法学博士)
- プーチン ←レニングラード大学法学部
- マクロン ←フランス国立行政学院(ENA)
- ジュゼッペ・コンテ ←フィレンツェ大学法学部教授(民法)
- 文在寅(ムン・ジェイン) ←慶熙大学校法学部法律学科
- 安倍晋三 ←成蹊大学法学部政治学科

- メルケル ←ライプツィヒ大学物理学
- 金正恩(キム・ジョンウン) ←金日成総合大学情報工学



法とは何か：法の女神の像の持ち物



- 目隠し
 - 偏見からの自由, 公平
 - 弁論主義, カンニングの禁止
- 天秤
 - 何を測るのか？
 - どこまで傾くと結論がでるのか？
 - 結論が出た時の天秤の状態は？
- 剣
 - 道徳と法との違い
 - 権力は腐敗に向かう

法は永遠のパブリック・ドメイン(共通財)

■ 著作権法

■ 第13条(権利の目的とならない著作物)

- 次の各号のいずれかに該当する著作物は, この章の規定による権利の目的となることができない。
 - 一 憲法その他の法令
 - 二 国若しくは地方公共団体の機関, 独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示, 訓令, 通達その他これらに類するもの
 - 三 裁判所の判決, 決定, 命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
 - 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で, 国若しくは地方公共団体の機関, 独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの



世界共通教育における リーガル部分の具体的内容

■ 教育内容

- アイラック(IRAC)
- トールミンの議論の図式

■ 教育方法

- 条文から事例へ(従来方式)
- 事例から条文へ(新方式)



法教育の改革の方向

従来の法教育 (一方的・受動的)

条文の紹介
(条文からスタート)

条文の解釈

条文が適用される
判例の紹介・解釈

条文の体系的な
位置づけ

将来の法教育 (双方向的・能動的)

生の事例の紹介
(事例からスタート)

その事例に適用される
条文の発見と解釈

条文が適用される
判例の発見と解釈

条文の体系的な
位置づけと立法提案



すべての法律の条文の構造

単純な条文構造

■ 宣言(定義)型

- A ≡ B (AとはBのことをいう)
 - 「物とは有体物をいう」(民法85条)
 - 著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」(著作権法2条1項1号)

■ 条件型

- A ⇒ B (A(要件)ならばB(効果)である)
 - 「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」(刑法199条)

複雑な条文構造

■ 理想的な条文の構造(法原理・ルールと事実との統合)

■ 法原理

- 法原理の要件を推定する具体的事実

■ (例)民法770条の改正案

- ①夫婦の一方は、婚姻を継続し難い重大な事由があるときに限り、離婚の訴えを提起することができる。
- ②以下の各号に該当する場合には、婚姻を継続し難い重大な事由があるものと推定する。
 - 一 配偶者に不貞な行為があつたとき。
 - 一の二 配偶者から虐待を受けたとき。
 - 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
 - 三 配偶者の生死が3年以上明かでないとき。
 - 三の二 夫婦が5年以上別居しているとき。
 - 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき。



すべての法律の条文の内容

条文の内容の構造

- 条文の目的
 - 第1条
- 用語の定義
 - 第2条
- 要件と効果
 - 第3条以下
 - $A \Rightarrow B$ (A(要件)ならばB(効果)である)
 - 「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」(刑法199条)

権利義務の存在

- 条文の目的...権利義務の存在
 - 権利・義務の発生 \wedge
 - 権利・義務の不消滅
 - \therefore 権利・義務の存在
- 条文の構造
 - 権利・義務の発生
 - 権利・義務の変更
 - 権利・義務の消滅



法律家の思考方法IRAC(アイラック)

法的分析	Issue		論点・事実の発見
	Rules		ルールの発見
	A	Application	ルールの適用
Argument		原告・被告の議論	
法的議論	Conclusion		具体的な結論



アイラック(IRAC)による論文の書き方

問題提起

- Issue: (問題提起) 重要な問題を発見したことの経緯を述べる。
- Rule: (仮説の提示) その問題を解決する視点と仮説を提示する。

本論

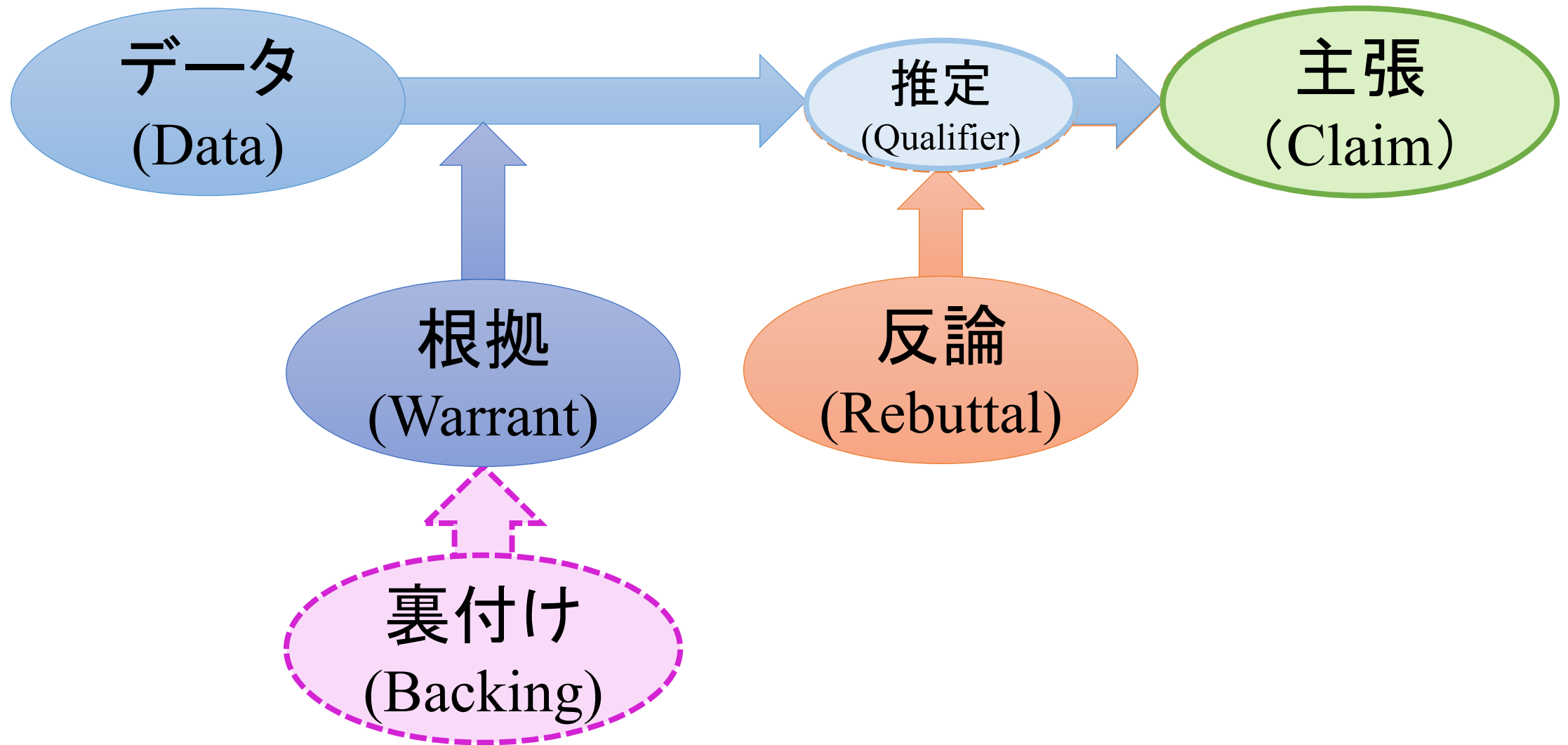
- Application: (仮説の検証) 問題を部分に分割し、仮説を検証する。
- Argument: (反証推論) 部分ごとに問題を展開し議論を重ねる。

結論

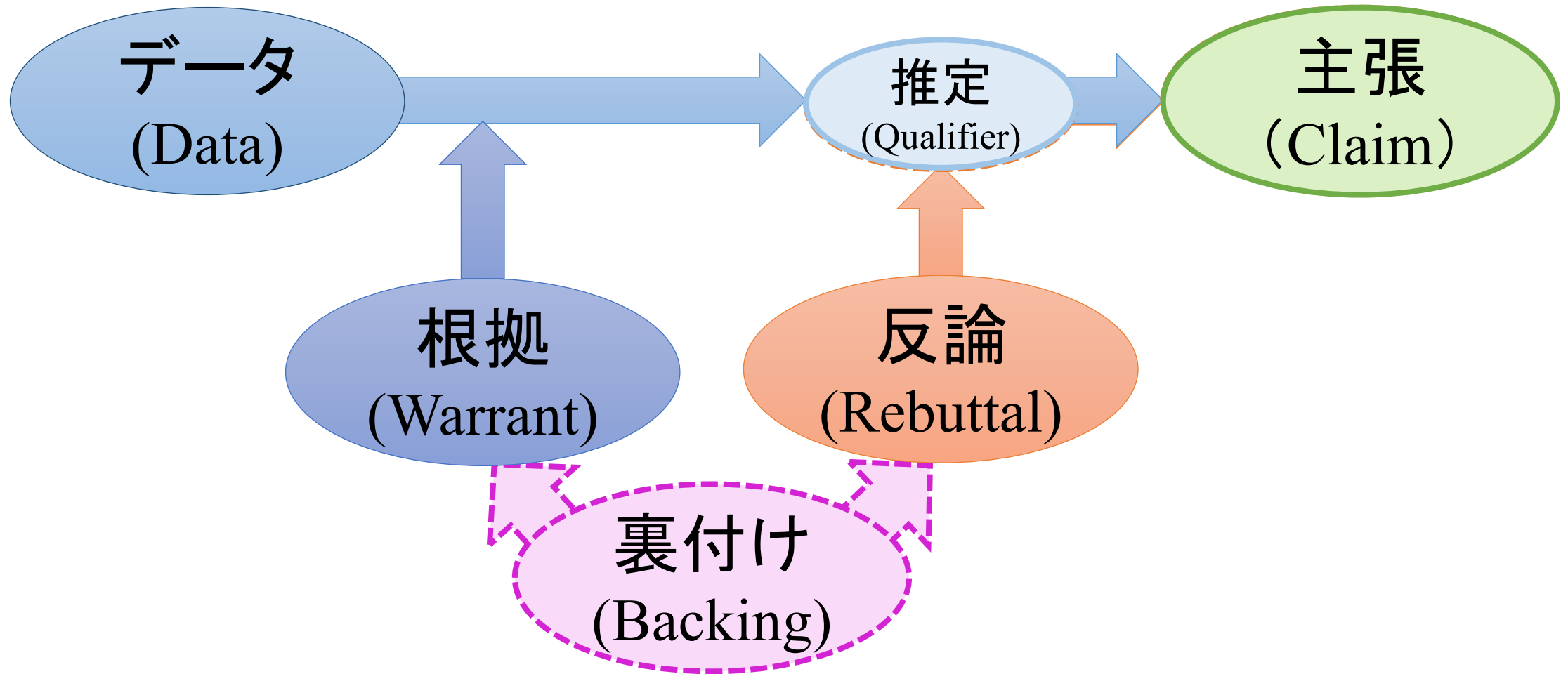
- Conclusion: (結論=問題の答え) 得られた答えを1つにまとめる。
- Issue: (今後の課題) 残された問題に対する展望を行う。



トウールミンの議論の図式



法的議論の図式(加賀山案)



結論

- 法は、知らないことを許されない、社会共通のルールである。
- 法は、そのすべてが公開され、誰でも無料で自由に利用できる公共財である。
- 法を教育することは、小中高でも教育できることが明らかになりつつある。
- 道徳・宗教は、法の考え方を知らない限り、共通なものとなりえない。



結論1

(法ほど貴重な文化財はない)

- 法における多様さと共通性の融合
 - 私人間の約束・契約(私的自治)
 - 多様性の中にある合意という共通性に着目
 - 法律(公共財)への格上げ
 - 当事者間では、それが、法律と同様の効力を有することを認める(民法91条, [フランス民法典1103条](#))。
 - ただし、公序良俗に違反する場合とか、信義則に反する場合は、その効力を否定する。
 - 多数の人々が合意した場合は、その組織の運営は、多数決の原則を導入する。
- 法律の公開性・無料性・人権保護の永続性
 - 制定された法律は、すべての人に無料でアクセスを認める。
 - 法は、すべての人が暴力に対抗するために無料で利用できる。
- 法律における聖典化と民主化の両立
 - 法律は、改正されるまでは、すべての人を拘束する。
 - 法律の条文の文言は一義的であり、曖昧さは存在しない。
 - 法律の解釈も運用も、一義的に決定された条文を前提にして、実践される(前提の統一性)。
 - もっとも、条文の解釈については多様性が保持される。
- 法律に対する批判の自由・改正可能
 - 一義的に定められた条文の解釈は自由に行われる。
 - 最高裁の判決も、その事件についての解釈を示すだけである。判例は常に変更可能。先例拘束の原則は大陸法国では存在しない。
 - 法典を批判し、改正することに遠慮はいらない。
 - 改正案は、議員立法で実現することも可能である。



結論2

(世界共通教育に取り込むべき内容)

- 世界の文化地図におけるリーガルコードの位置づけ
 - リーガル・コード, モラルコード, レジジヤスコードの意義と特色
 - リーガルコードとモラルコード, レジジヤスコードとの対比
 - リーガルコードの相対的優位性
 - グローバル競争力
 - 世界のリーダーのリーガル力
- LegalTechにおけるXMLの役割
 - e-Gov法令提供システム etc.
- リーガルコードにおける法律家の思考方法
 - アイラック(IRAC)
 - トゥールミンの議論の図式
- リーガルコードにおける紛争解決方法
 - 条文の構造と事実との関係
 - 条文からスタート(体系的理解)
 - 事実からスタート(ケース研究)
 - ケース研究から立法研究へ
 - 以上



参考文献

■ 法律家の思考方法

- イェーリング(小林孝輔=広沢民生 訳)『権利のための闘争(原著 1872年)日本評論社(1978)
- カイム・ペレルマン(江口三角 訳)『法律家の論理—新しいレトリック』木鐸社(1986)
- フィッシャー=ユーリー(金山宣夫, 浅井和子訳)『ハーバード流交渉術』三笠書房(1990)
- 野仲厚治『少年事件, 付添人奮戦記』新科学出版社(2016/11/20)

■ 生物・ヒトの本質に迫る

- 福岡伸一『生物と無生物のあいだ』講談社現代新書(2007/5/20)
- 福岡伸一『できそこないの男たち』光文社新書(2008/10/20)
- 中屋敷 均『ウイルスは生きている』講談社現代新書(2016/3/20)
- ジェームズ・C・スコット(立木勝訳)『反穀物の人類史—国家誕生のディープヒストリー』みすず書房(2019/12/21)
- シーナ・アイエンガー(櫻井祐子訳)『選択の科学(The Art of Choosing)』岩波書店(2010)
- ジェレミー・リフキン(柴田裕之訳)『限界費用ゼロ社会—モノのインターネット>と共有型経済の台頭—』NHK出版(2015/10/27)

■ 議論の方法

- アリストテレス(山本光雄訳)「弁論術」『アリストテレス全集16』岩波書店(1968/12/10)1-329頁
- 岩田宗之『議論のルールブック』新潮新書(2007)206頁
- スティーヴン・トゥールミン(戸田山和久, 福澤一吉訳)『議論の技法(The Uses of Argument(1958, 2003)) トゥールミンモデルの原点』東京図書(2011)

■ 学習方法論

- フリチョフ・ハフト/平野敏彦訳『レトリック流法律学習法』[レトリック研究会叢書2]木鐸社(1992年)
- 加賀山茂『現代民法 学習法入門』信山社(2007)
- 石川一郎『2020年の大学入試問題』講談社現代新書(2016/2/20)
- リヒテルズ直子『今こそ日本の学校に！ イエナプラン実践ガイドブック』教育開発研究所(2019/9/1)
- 東洋館出版社編『ポスト・コロナショックの学校で教師が考えておきたいこと』東洋館出版(2020/6/10)

